

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年7月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000063号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000025号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成26年12月30日は24万5,000円、平成27年8月13日は25万円、同年12月29日は30万円に訂正することが必要である。

平成26年12月30日、平成27年8月13日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月30日、平成27年8月13日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月30日
② 平成27年8月13日
③ 平成27年12月29日

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたが、事業主が賞与支払届の提出を失念していた。そのため、事業主は、令和2年1月22日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第75条本文に該当するため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給料支払明細書(控)(賞与)及び平成26年分、平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿(以下「賞与明細書等」という。)により、請求者は、事業主から請求期間①及び②については25万円、請求期間③については30万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記賞与明細書等により、請求期間①及び②については、当時の厚生年金保険料率(17.474%)ではなく、誤った厚生年金保険料率(請求期間①は、平成25年9月改正の保険料率である17.120%、請求期間②は、平成26年9月改正の坑内員・船員の保険料率である

17.688%)により算出された厚生年金保険料が事業主により控除されていることがうかがえる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、請求期間①は、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から24万5,000円、請求期間②は、上記賞与明細書等により確認できる賞与支給額から25万円、請求期間③は、上記賞与明細書等により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から30万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年1月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000064 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2000026 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 12 月 30 日の標準賞与額を 58 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 12 月 30 日

請求期間について、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたが、事業主が賞与支払届の提出を失念していた。そのため、事業主は、令和 2 年 1 月 22 日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第 75 条本文に該当するため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給料支払明細書 (控) (賞与) 及び平成 26 年分給与所得に対する源泉徴収簿 (以下「賞与明細書等」という。) により、請求者は、事業主から請求期間について 60 万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記賞与明細書等により、請求期間に係る賞与については、当時の厚生年金保険料率 (17.474%) ではなく、誤った厚生年金保険料率 (平成 25 年 9 月改正の保険料率である 17.120%) により算出された厚生年金保険料が事業主により控除されていることがうかがえる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認

できる厚生年金保険料控除額から58万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年1月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000065号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000027号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月30日の標準賞与額を26万5,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月30日

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されたが、事業主が賞与支払届の提出を失念していた。そのため、事業主は、令和2年1月22日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第75条本文に該当するため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。調査の上、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給料支払明細書(控)(賞与)及び平成26年分給与所得に対する源泉徴収簿(以下「賞与明細書等」という。)により、請求者は、事業主から請求期間について27万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記賞与明細書等により、請求期間に係る賞与については、当時の厚生年金保険料率(17.474%)ではなく、誤った厚生年金保険料率(平成25年9月改正の保険料率である17.120%)により算出された厚生年金保険料が事業主により控除されていることがうかがえる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認

できる厚生年金保険料控除額から26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年1月22日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。